

高浜園地休憩施設売店運営業務仕様書

1. 業務名

高浜園地休憩施設売店運営業務

2. 業務の目的

高浜海水浴場は五島市内有数の観光地であり、特に夏季には多くの遊泳客が来訪する。遊泳客の便益に資するため、高浜園地休憩施設の厨房棟を活用し、飲食物等を提供する売店を運営する。

3. 履行期間

7月19日（土）～8月24日（日）予定

4. 業務内容

高浜海水浴場開設期間中における売店運営

5. 留意事項

(1) 厨房棟の利用について

ア. 利用許可申請及び使用料の納付

本事業の予定事業者となった者は、厨房棟の利用許可申請書を市に提出し、許可を受けるとともに、使用料（日額 230 円）を納期限内に納付すること。

イ. 施設・備品の使用

事業者は、厨房棟内の施設・備品等を使用することができる（地元町内会が設置した備品の使用にあたっては、協議すること）。ただし、事業者の責めに帰する事由において破損した場合は、自費をもって原状復旧すること。

ウ. 光熱水費

事業者は、売店運営により発生した電気・ガス・水道代について自費負担すること。納付方法及び期限は、市の指示による。また、ガス・水道を使用する場合は自ら開始の手続を行うこと。電気代については、別途徴収する。

(2) 衛生管理体制について

- ・受託事業者は、十分な衛生管理を行い、業務を実施すること。
- ・五島保健所に飲食店営業許可及び季節営業許可を受けること。
- ・飲食業向けの損害保険等に加入すること。